

令和 7 年度
市内企業経営基盤強化事業
企画提案募集要領

令和 7 年 4 月 11 日

那覇市経済観光部
商工農水課 商工振興グループ

1 募集概要

(1) 事業の名称

「令和 7 年度市内企業経営基盤強化事業」（以下、本事業という）

(2) 事業目的

新たな成長戦略の策定や経営環境の整備、各種支援制度の活用推進等、経営基盤強化のため、課題に応じた専門家を派遣することにより市内中小企業の「稼ぐ力」の向上を後押しする。

(3) 業務内容

別紙 1 「令和 7 年度市内企業経営基盤強化事業」業務委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。

(5) 受託者選定方法

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

(6) 見積上限額

9,367,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(7) 募集等の主なスケジュール

①公募開始日	令和 7 年 4 月 11 日（金）
②質問受付期間	公募開始日～4 月 18 日（金）まで
③質問回答	4 月 30 日（水）
④提案書提出期限	5 月 15 日（木）午前 12 時 ※必着
⑤プレゼンテーション	5 月 20 日（火）もしくは 21 日（水）※予定
⑥契約日	6 月中旬
⑦事業実施期間	6 月中旬～令和 7 年 2 月下旬
⑧実績報告、確定	令和 7 年 3 月中旬

2 応募資格

本事業に参加できる者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 市町村税を完納していること。

- (6) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年条例 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (7) 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。
- (8) 那覇市内に本社若しくは支店又は営業所を有する事業者であること。

3 質問事項

質問事項を記入し、電子メールで提出すること。なお、電話での質問は受け付けない。
質問メール送信時、必須記載内容は次のとおり。

- ① 件名「市内企業経営基盤強化事業に関する質問」
- ② 会社名、会社所在地。
- ③ 担当者名、連絡先電話番号、メールアドレス。
- ④ 質問事項（仕様書、募集要領対応ページも記載すること。）

質問期限：令和 7 年 4 月 18 日（金）

宛 先 ：k-syou001@city.naha.lg.jp

回 答：令和 7 年 4 月 30 日（水）に、本市公式ホームページに掲載する。

4 協力連携事業者について

本事業を実施するにあたり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。
ただし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること及び他の応募者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は「2 応募資格」記載の(1)～(7)までの要件を満たすものとする。

5 提案書作成及び提出

(1) 提出書類

- ① 参加申請書兼誓約書（様式 1）
- ② 提案提出書（様式 2）
- ③ 企画提案書（様式なし。作成の際は別紙 2「企画提案書作成要領」参照）
- ④ 見積書（様式 3）※見積額は、消費税 10%で積算すること。
- ⑤ 見積明細書（様式 4）
- ⑥ 協力連携事業者予定調書（様式 5）※協力連携予定事業者がいる場合のみ。
- ⑦ 会社概要（様式 6）
- ⑧ 業務実績調書（様式 7）※過去 3 年分の実績にかかる契約書の写しを添付するこ

と。

⑨ 定款

⑩ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※発行から3か月以内のもの

⑪ 直近の市町村税の完納（滞納が無いこと）を証明する書類

⑫ セルフチェックリスト（別紙3）

※協力連携事業者においては、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪を必要とする。

(2) 形式

① 企画提案書は表紙を除いて15ページ以内とする。詳細は別紙2参照。

② 各書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、①～⑫の順でA4フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。

③ 正本1部と、正本のPDFデータ（CD、DVD-ROM等。USB不可）を提出すること。
ファイル表面には、事業者名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。

④ カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ、1部を提出すること。提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

(3) 提出期限

令和7年5月15日（木） ※午前12時必着（書類郵送も含む）

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

(4) 提出方法

直接商工農水課窓口へ持参又は書類郵送

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

(5) 提出先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階 商工農水課

※受付は午前9時～午後3時（正午～午後1時は除く）。

※閉庁日（土日、祝日）は受付不可。

6 提案審査評価に関する事項

(1) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーション審査により選定する。応募者が6人以上ある場合は、一次審査（書類審査）を行い、二次審査（プロポーザル審査）に付す4者程度を選定することとする。企画提案・価格点の計100点満点とする。

審査評価区分	審査評価方法	配点
企画提案	プレゼンテーション審査	95点
価格	見積額審査	5点

(2) プレゼンテーション日時及び場所

日時：令和7年5月20日（火）もしくは21日（水）※予定

場所：那覇市役所 本庁舎

※日時、場所については申請受付後、別途通知する。

(3) プレゼンテーション実施内容

提案説明：15分程度

質疑応答：10分程度

(4) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(5) プレゼンテーション審査時に企画提案書の概要版を使用することは可能だが、企画提案書に記載のない内容については評価の対象外とする。

(6) 評価項目

評価項目	
1. 企画提案コンセプトについて	・ 企画提案コンセプトについて ・ 本事業を通して那覇市の目指す方向性について
2. 専門家派遣について	・ 事業スキームについて ・ 支援対象者の募集及び広報について ・ 支援対象者の選定について ・ 派遣予定の専門家について ・ 自由提案について
3. 事業管理について	・ 事業管理方法について ・ アンケート実施方法について
4. 実績について	・ 実績について

(7) 評価結果の通知

選定結果を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全提案事業者あてに通知する。また、那覇市ホームページに優先交渉権者の名称を掲載する。

(8) その他

- ① プレゼンテーションの順番については、企画提案書を受け付けた順とする。
- ② プレゼンテーションは、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容の変更及び資料の追加は認めない。
- ③ プロジェクター、スクリーンを用いる場合は事務局で用意するが、P C等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案者にて持参すること。
- ④ 市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

7 受託事業者の決定及び契約

(1) 企画提案の確定について

- ① 優先交渉権者選定後、当市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- ② 協議に置いて、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

- ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。
- ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始する。
- ③ 協議が成立したものを以下「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

- ① 契約時は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
- ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約期間（履行期間）

契約締結日から令和8年2月28日（土）まで

(5) 契約締結にあたっての主な留意事項

- ① 本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の使途については、その根拠となる証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ② 本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

8 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載がある提案。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

9 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。

- (2) 企画提案書に関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- (3) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された全資料の所有権は市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属する。市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

10 問い合わせ先

那覇市役所 経済観光部 商工農水課 商工振興グループ（本庁 6 階）

TEL:098-951-3212 FAX:098-951-3213

E-Mail:k-syou001@city.naha.lg.jp 担当：運天